

鳥取県地域防災計画

令和2年度修正

鳥取県防災会議

別表「配備動員表」

種別	本部等の設置体制		配備の基準（時期）			配備要員	主な対応
	本部	支部	風水害	地震・津波	大規模事故等		
注意体制	—	—	1 次の気象注意報の1以上が発表されたとき。 (1) 大雨注意報 (2) 高潮注意報 (3) 洪水注意報 (4) 大雪注意報 (5) 雷注意報（ただし、竜巻に係る気象情報とセットの場合） 2 気象警報（警戒体制（1）となる気象警報を除く。）が発表されたとき。 3 次の水防警報のいずれかが発表されたとき。 (1) 待機 (2) 準備	県内で「震度3」の地震が発生した場合	—	関係課（室）においてあらかじめ定められた職員	関係各課（室）においては、気象情報等についての収集連絡を行うとともに、その他必要な措置を講ずるものとする。
警戒体制（1）	—	—	1 次の気象警報の1以上が発表されたとき。 (1) 大雨警報 (2) 洪水警報 (3) 高潮警報 (4) 大雪警報 (5) 暴風警報（ただし、陸上での最大風速が25m/s以上となることが予想されるとき） (6) 暴風雪警報（ただし、陸上での最大風速が25m/s以上となることが予想されるとき） 2 次の指定河川洪水予報のいずれかが発表されたとき。 (1) 洪水注意報 (2) 洪水警報 3 次の水防警報のいずれかが発表されたとき。 (1) 出動 (2) 指示 4 その他危機管理局長が必要と認められたとき。	県内で「震度4」の地震が発生した場合	—	関係課（室）においてあらかじめ定められた職員	1 関係各部（局）においては、防災活動に従事するとともに、適宜部長会議等を開き情報連絡を行い対策を協議するものとする。 2 関係各部（局）においては、非常体制配備等に対する準備を行うものとする。 3 総合事務所（東部圏域においては東部振興監）においては、災害が発生し、または発生するおそれのある市町村に情報連絡員を派遣するものとする。（警戒体制（2）の場合）
警戒体制（2）	鳥取県災害警戒本部 【事務局】 危機管理政策課、危機対策・情報課、原子力安全対策課及び消防防災課の職員及び危機管理局長がそのつど必要と認める応援職員	—	1 次の気象情報の1以上が発表されたとき。 (1) 土砂災害警戒情報 (2) 記録的短時間大雨情報 2 次のいずれかに該当し、危機管理局長が必要と認められたとき。 (1) 台風の暴風域が本県を通過することが見込まれるとき。 (2) 指定河川洪水予報「洪水警報」が発表されたとき。 (3) その他災害が発生し、または発生するおそれのあるとき。	1 県内で「震度5弱」の地震が発生した場合 2 津波注意報の発表（気象庁または大阪管区気象台）	大規模事故が発生し、又は発生するおそれのある場合で、危機管理局長が必要と認められたとき	関係課（室）においてあらかじめ定められた職員	各部（局）は防災活動に従事するものとし、直接関係のない部課の職員にあっては、部長の指示にしたがい、いつでも防災活動に従事できるよう待機するものとする。
非常体制（1）	鳥取県災害対策本部 【事務局】 危機管理政策課、危機対策・情報課、原子力安全対策課及び消防防災課の職員及び別途危機管理局長が指名する応援職員	鳥取県災害対策本部地方支部※ 【事務局】 地方支部運営マニュアルであらかじめ定められた職員	1 特別警報が発表されたとき。 2 知事が必要と認められたとき。	1 県内で「震度5強～6弱」の地震が発生した場合 2 大津波警報又は津波警報の発表（気象庁または大阪管区気象台）	1 大規模な火事、爆発その他重大な人為的災害が発生し、知事が必要と認められたとき。 2 その他	関係課（室）においてあらかじめ定められた職員	各部（局）は防災活動に従事するものとし、直接関係のない部課の職員にあっては、部長の指示にしたがい、いつでも防災活動に従事できるよう待機するものとする。
非常体制（2）	—	—	県下およそ全域にわたる風水害が発生し、知事が必要と認められたとき。	1 県内で「震度6強」以上の地震が発生した場合 2 県下およそ全域にわたる大規模な地震災害が発生し、知事が必要と認められたとき。	非常災害が発生し、または発生するおそれのある場合で、知事が必要と認められたとき。	全職員	県関係の全職員をもって防災活動に従事するものとする。

- （備考） 1 上掲の基準は、県の地方機関における配備基準にも適用する。
2 県警察本部の配備体制は、県警察本部長の定めるところによる。
3 県水防本部の配備体制は、「水防計画」の定めるところによる。
4 原子力災害にかかる配備体制は「原子力災害対策編」の定めるところによる。
5 平均風速とは、10分間平均風速を指す。
6 「大津波警報」「緊急地震速報（震度6弱以上）」も特別警報に位置付けられている。
※ 地方支部にあっては所管区域に限る

鳥取県地域防災計画 目次

編	部	章	表題	頁
「災害予防編（共通）」	第1部 総則	第1章	計画作成の目的	5
		第2章	防災知識の普及啓発、防災意識の高揚及び災害教訓の伝承	7
		第3章	防災訓練	9
		第4章	県民の防災活動	12
		第5章	防災教育	14
	第2部 組織体制計画	第1章	防災体制の整備	17
		第2章	配備及び動員体制の整備	23
		第3章	職員派遣体制の整備	25
	第3部 情報通信広報計画	第1章	気象情報等の収集伝達体制の整備	29
		第2章	防災通信体制の整備	32
	第4部 防災関係機関の連携推進計画	第1章	防災関係機関の連携体制の整備	37
		第2章	資機材等の整備	38
		第3章	自治体の広域応援体制の整備	39
		第4章	消防活動体制の整備	41
		第5章	応援・受援計画	44
	第5部 避難対策計画	第1章	避難体制の整備	49
		第2章	要配慮者等の安全確保計画	55
		第3章	指定緊急避難場所・指定避難所の整備	58
		第4章	孤立予想集落対策の強化	63
		第5章	帰宅困難者対策の強化	64
		第6章	ペット同行避難対策の強化	65
		第7章	避難所における感染症対策の強化	66
	第6部 医療救助計画	第1章	医療（助産）救護体制の整備	69
		第2章	捜索、遺体対策及び埋葬体制の整備	73
	第7部 交通・輸送計画	第1章	緊急輸送体制の整備	77
		第2章	交通施設の災害予防	80
		第3章	交通規制体制等の整備	82
		第4章	緊急通行車両の事前届出	83
		第5章	ヘリコプター活用体制の整備	84
	第8部 食糧・物資調達供給計画	第1章	物資の備蓄及び調達体制の整備	89
	第9部 保健衛生対策計画	第1章	トイレ確保体制の整備	93
		第2章	障害物の除去体制の整備	94
		第3章	建築物等における石綿飛散防止等の体制整備	95
	第10部 共助協働推進計画	第1章	民間との防災協力体制の整備	99
		第2章	ボランティア受入体制の整備	100
		第3章	自主防災組織の整備	102
		第4章	災害時の事業継続の取組みの促進	104

編	部	章	表題	頁	
	第11部 住宅対策計画	第1章	地震被災建築物応急危険度判定実施体制の整備	109	
		第2章	被災宅地危険度判定実施体制の整備	111	
		第3章	被害認定及び罹災証明書の発行体制の整備	112	
		第4章	応急住宅の確保体制の整備	113	
	第12部 文教対策計画	第1章	文化財災害対策	117	
	第13部 農業災害対策計画	第1章	農業災害予防対策	121	
	第14部 被災者支援計画	第1章	被災者支援体制の整備	125	
	第15部 ライフライン対策計画	第1章	ライフライン対策の強化	129	
	「災害応急対策編（共通）」	第1部 総則	第1章	関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	135
			第2章	災害救助法の適用	141
			第3章	損害補償	147
			第4章	激甚災害の適用	148
		第2部 組織体制計画	第1章	組織及び体制	153
			第2章	配備及び動員	163
			第3章	職員派遣	167
第3部 情報通信広報計画		第1章	気象情報の伝達	173	
		第2章	地震及び津波に関する情報の伝達	189	
		第3章	災害情報の収集及び伝達	200	
		第4章	広報・広聴	209	
		第5章	通信の確立	215	
第4部 防災関係機関の連携推進計画		第1章	応援活動の調整	221	
		第2章	資機材等の調達及び受援	224	
		第3章	自治体の広域応援	225	
		第4章	消防活動	228	
		第5章	災害警備の実施	231	
		第6章	海上保安庁の応援要請	232	
		第7章	自衛隊の災害派遣要請	234	
		第8章	応援・受援計画	237	
第5部 避難対策計画		第1章	避難の実施	243	
		第2章	指定緊急避難場所・指定避難所の開設	255	
		第3章	孤立発生時の応急対策	258	
第6部 医療救助計画		第1章	医療（助産）救護の実施	263	
		第2章	搬送の実施	267	
		第3章	捜索、遺体対策及び埋葬	268	
第7部 交通・輸送計画		第1章	緊急輸送の実施	275	
		第2章	交通路線の確保	277	
		第3章	交通規制の実施	279	
		第4章	緊急通行車両の確認	281	
		第5章	ヘリコプターの活用	283	

編	部	章	表題	頁
第8部	食糧・物資調達供給計画	第1章	食糧の供給	289
		第2章	生活関連物資の供給	291
		第3章	飲料水の供給	293
第9部	保健衛生対策計画	第1章	トイレ対策	297
		第2章	障害物の除去	300
		第3章	防疫の実施	303
		第4章	入浴支援	306
		第5章	動物の管理	307
		第6章	建築物等における石綿飛散等防止対策	309
第10部	共助協働推進計画	第1章	民間との協力体制の推進	313
		第2章	ボランティアとの協働	314
第11部	住宅対策計画	第1章	宅地・建物の被災判定の総則	321
		第2章	地震被災建築物の応急危険度判定	324
		第3章	被災宅地の危険度判定	325
		第4章	被害認定及び罹災証明書の発行	327
		第5章	応急仮設住宅の建設	329
		第6章	住宅の応急修理	331
		第7章	住宅再建対策	332
第12部	文教対策計画	第1章	応急教育	337
第13部	農業災害対策計画	第1章	農林水産業災害応急対策	341
第14部	被災者支援計画	第1章	生活再建対策	345
		第2章	健康及びこころのケア対策	351
		第3章	義援金・義援物資の受入・配分	352
第15部	ライフライン対策計画	第1章	ライフライン応急対策の調整	355
		第2章	電力施設応急対策	357
		第3章	ガス施設応急対策	359
		第4章	L P ガス応急対策	360
		第5章	水道施設応急対策	361
		第6章	下水道施設応急対策	362
		第7章	電信電話施設等応急対策	363
		第8章	携帯電話応急対策	364
		第9章	燃料確保の応急対策	366
第16部	復旧・復興計画	第1章	公共施設の災害復旧	369
		第2章	災害復興計画	370

編	部	章	表題	頁
「震災対策編」	第1部 災害予防計画	第1章	計画的な地震防災対策の推進	377
		第2章	被害想定	379
		第3章	地震災害に強いまちづくりの推進	403
		第4章	耐震化の推進	404
		第5章	地震防災対策強化地域等の指定	409
		第6章	地震に関する情報の収集	411
		第7章	地震災害に関する調査研究	412
		第8章	南海トラフ地震の対応	413
「津波災害対策編」	第1部 災害予防計画	第1章	計画的な津波対策の推進	419
		第2章	津波災害の予防	441
		第3章	津波防災地域づくりに関する法律への対応	450
「風水害対策編」	第1部 災害予防計画	第1章	風水害等予防対策	455
		第2章	水防計画（予防）	457
		第3章	ダムを活用した河川治水	463
		第4章	ため池・農業用水路・樋門の管理体制の強化	466
		第5章	土砂災害防止計画	468
	第2部 災害応急対策計画	第1章	水防計画	473
		第2章	緊急時のダム管理	486
「雪害対策編」	第1部 災害予防計画	第1章	雪害予防対策	495
	第2部 災害応急対策計画	第1章	雪害応急対策	503
「大規模事故対策編」	第1部 災害予防計画	第1章	大規模事故予防体制の整備	519
		第2章	大規模道路災害の予防	520
		第3章	大規模鉄道災害の予防	521
		第4章	航空機災害等の予防	523
		第5章	海上災害の予防	524
		第6章	危険物等災害の予防	525
	第2部 災害応急対策計画	第1章	大規模事故応急対策	531
		第2章	大規模道路災害応急対策	533
		第3章	大規模鉄道災害応急対策	535
		第4章	航空機災害等応急対策	537
		第5章	海上災害応急対策	544
		第6章	危険物等災害応急対策	547

※原子力災害対策編は別冊